

(証券コード：8308)

2012年6月5日

第11期

2011年4月1日～2012年3月31日

定時株主総会 招集のご通知

日時 2012年6月22日(金曜日)午前10時
(受付開始は午前8時50分)

場所 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂
(巻末の「株主総会会場のご案内」を
ご参照ください。)

目次

第11期定時株主総会招集のご通知	… 2
------------------	-----

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	… 6
第2号議案 取締役10名選任の件	… 14

(第11期定時株主総会招集のご通知添付書類)

事業報告

1. 当社の現況に関する事項	… 20
2. 会社役員(取締役及び執行役)に 関する事項	… 29
3. 社外役員に関する事項	… 33
4. 当社の株式に関する事項	… 36
5. 会計監査人に関する事項	… 40
6. 業務の適正を確保する体制	… 41

連結計算書類	… 45
--------	------

計算書類	… 48
------	------

連結計算書類に係る監査報告書	… 51
----------------	------

監査報告書	… 53
-------	------



株式会社 **りそなホールディングス**

(証券コード：8308)

2012年6月5日

株主の皆さまへ

東京都江東区木場一丁目5番65号

株式会社 **りそなホールディングス**

取締役兼執行役会長 細 谷 英 二

第11期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2012年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2012年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始は午前8時50分）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂
（巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。
なお、本会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますので、同用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意願います。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席することができます。
- (2) 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
 - ① 書面（議決権行使書）による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁～5頁の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご高覧のうえ、前頁の行使期限までにご行使ください。
- (3) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第23条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会または会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ なお、本株主総会の模様については、後日、上記の当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使について】

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2012年6月21日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください
すようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120－186－417（午前9時～午後9時）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 ☎0120－176－417（平日午前9時～午後5時）

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 資本政策の柔軟性を向上させる観点から、第7種優先株式および第8種優先株式について、複数回の発行回数を設け、それぞれ複数回に分割した発行を可能とするものであります(変更案第5条、第11条、第13条、第16条ないし第19条、第27条)。ただし、現行定款下において予定されていた当該優先株式の発行可能種類株式総数が、実質的に変更されることがないよう、変更案第5条但書を追加するものであります。
- (2) 今後発行を予定しない第4種ないし第6種優先株式について、それぞれの発行可能種類株式総数を削減し、それに伴い発行可能株式総数を削減するものであります(変更案第5条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、7,595,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 7,300,000,000株 丙種優先株式 12,000,000株 己種優先株式 8,000,000株 第3種優先株式 225,000,000株 第4種優先株式 10,000,000株 第5種優先株式 10,000,000株 第6種優先株式 10,000,000株 第7種優先株式 10,000,000株 第8種優先株式 10,000,000株 第3章 優先株式 (優先配当金) 第11条 当社は、第54条に定める剰余金の配当(第54条第1項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定め	第2章 株 式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、7,574,520,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。 普通株式 7,300,000,000株 丙種優先株式 12,000,000株 己種優先株式 8,000,000株 第3種優先株式 225,000,000株 第4種優先株式 2,520,000株 第5種優先株式 4,000,000株 第6種優先株式 3,000,000株 第一回第7種優先株式 10,000,000株 第二回第7種優先株式 10,000,000株 第三回第7種優先株式 10,000,000株 第四回第7種優先株式 10,000,000株 第一回第8種優先株式 10,000,000株 第二回第8種優先株式 10,000,000株 第三回第8種優先株式 10,000,000株 第四回第8種優先株式 10,000,000株 第3章 優先株式 (優先配当金) 第11条 当社は、第54条に定める剰余金の配当(第54条第1項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定め

現 行 定 款	変 更 案
る優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき 68円 己種優先株式 1株につき 185円 第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。 第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し	る優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき 68円 己種優先株式 1株につき 185円 第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。 第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し

現 行 定 款	変 更 案
918円75銭)とする。 第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。 第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円)を上限とする。以下第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。 第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円)を上限とする。以下第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (残余財産の分配) 第13条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式 1株につき 5,000円 己種優先株式 1株につき 12,500円 第3種優先株式 1株につき 2,000円 第4種優先株式 1株につき 25,000円 第5種優先株式 1株につき 25,000円 第6種優先株式 1株につき 25,000円 第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、	918円75銭)とする。 第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。 第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円)を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。 第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円)を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (残余財産の分配) 第13条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式 1株につき 5,000円 己種優先株式 1株につき 12,500円 第3種優先株式 1株につき 2,000円 第4種優先株式 1株につき 25,000円 第5種優先株式 1株につき 25,000円 第6種優先株式 1株につき 25,000円 第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につ

現 行 定 款	変 更 案
発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 ② (条文省略)	き、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 ② (現行どおり)
(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)	(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)
第16条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式（第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式を除く）について株式の併合または分割は行わない。 ② 当社は、優先株主（第4種優先株式を有する株主（以下第4種優先株主という）、第5種優先株式を有する株主（以下第5種優先株主という）、第6種優先株式を有する株主（以下第6種優先株主という）、第7種優先株式を有する株主（以下第7種優先株主という）および第8種優先株式を有する株主（以下第8種優先株主という）を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	第16条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式（第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く）について株式の併合または分割は行わない。 ② 当社は、優先株主（第4種優先株式を有する株主（以下第4種優先株主という）、第5種優先株式を有する株主（以下第5種優先株主という）、第6種優先株式を有する株主（以下第6種優先株主という）、第一回ないし第四回第7種優先株式を有する株主（以下第一回ないし第四回第7種優先株主という）および第一回ないし第四回第8種優先株式を有する株主（以下第一回ないし第四回第8種優先株主という）を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(優先株式の取得請求権)	(優先株式の取得請求権)
第17条 優先株主（第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第7種優先株主および第8種優先株主を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社	第17条 優先株主（第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これ

現 行 定 款	変 更 案
の普通株式を交付することを請求することができる。 (優先株式の取得条項) 第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、<u>第7種優先株式および第8種優先株式</u>を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式 1株につき 1,667円 己種優先株式 1株につき 3,598円 ②（条文省略） ③（条文省略） (第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、<u>第7種優先株式および第8種優先株式</u>の取得条項) 第19条 ①（条文省略） ②（条文省略） ③（条文省略） ④ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第7種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、<u>第7種優先株式</u>	と引換えに当該優先株主に対し当社の普通株式を交付することを請求することができる。 (優先株式の取得条項) 第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、<u>第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式</u>を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式 1株につき 1,667円 己種優先株式 1株につき 3,598円 ②（現行どおり） ③（現行どおり） (第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、<u>第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式</u>の取得条項) 第19条 ①（現行どおり） ②（現行どおり） ③（現行どおり） ④ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第一回ないし第四回第7種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換え

現 行 定 款	変 更 案
1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第7種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。 ⑤ 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第8種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第8種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第8種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。 ⑥ 前5項に基づき、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式または第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。	に、当該優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>当該優先株式</u>の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。 ⑤ 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第一回ないし第四回第8種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、当該優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>当該優先株式</u>の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。 ⑥ 前5項に基づき、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、<u>第一回ないし第四回第7種優先株式</u>または<u>第一回ないし第四回第8種優先株式</u>の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
第4章 株主総会 (種類株主総会) 第27条 ① (条文省略) ② (条文省略) ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、<u>第7種優先株主</u>お	第4章 株主総会 (種類株主総会) 第27条 ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、<u>第一回ないし第四</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
よび第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者につきましては、指名委員会より同委員会で定めた「社外取締役候補者選任基準」に照らし、社外取締役候補者として必要な要件を満たしている旨の報告を受けております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の種 類および数
1	ほそ や えい じ 細 谷 英 二 (1945年2月24日生)	1968年4月 日本国有鉄道 入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部長 1990年6月 同 総合企画本部経営管理部長 1993年6月 同 取締役 1996年6月 同 常務取締役 2000年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 2003年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 2003年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 2005年6月 りそな銀行 代表取締役会長 2009年6月 同 取締役会長（現任） 2012年4月 りそなホールディングス 取締役兼執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社りそな銀行 取締役会長 株式会社リコー 社外取締役 三井不動産株式会社 社外取締役	普通株式 12,900株
2	ひ がき せい じ 檜 垣 誠 司 (1951年5月25日生)	1975年4月 大和銀行 入行 2003年6月 りそな銀行 執行役 東京融資第二部長 2005年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 2006年6月 同 取締役 監査委員会委員 2007年6月 同 取締役兼代表執行役社長 2008年4月 同 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 2009年4月 りそな銀行 代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括 2009年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 兼競争力向上委員会事務局担当 2011年6月 りそな銀行 取締役副会長（現任） 2011年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社りそな銀行 取締役副会長	普通株式 16,559株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の種 類および数
3	ひがし かず ひろ 東 和 浩 (1957年4月25日生)	1982年4月 埼玉銀行 入行 2003年10月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 2003年10月 りそな銀行 執行役 企画部（財務）担当 2005年6月 りそな信託銀行 社外取締役 2007年6月 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当 2009年6月 同 執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当 2009年6月 りそなホールディングス 取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 2011年4月 りそな銀行 執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当 兼経営管理室担当統括 2011年4月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 2012年4月 りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当（現任） 2012年4月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役副社長 コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員	普通株式 14,500株
4	いそ の かおる 磯 野 薫 (1956年2月21日生)	1978年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 2000年10月 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長 2004年4月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 2004年4月 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 2004年6月 奈良銀行 社外取締役 2007年6月 近畿大阪銀行 社外取締役 2009年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員長 同 取締役 監査委員会委員（現任）	普通株式 6,300株
5	おく だ つとむ 奥 田 務 (1939年10月14日生) 〔社外取締役〕	1964年4月 株式会社大丸 入社 1987年4月 同 本社営業企画室営業企画部長 1990年2月 同 百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 1991年9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役 1995年5月 株式会社大丸 取締役 1996年5月 同 常務取締役 1997年3月 同 代表取締役社長 2003年5月 同 代表取締役会長兼最高経営責任者 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員 2006年6月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長 兼株式会社大丸代表取締役会長 2010年3月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） 2010年6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役	普通株式 8,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の種 類および数
6	なが い しゅう さい 永 井 秀 哉 (1946年5月29日生) 〔社外取締役〕	1970年4月 株式会社日本興業銀行 入行 1993年3月 同 アトランタ支店長 1996年6月 同 ロスアンゼルス支店長 1999年6月 同 常任監査役 2000年9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役 2002年3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー 2003年6月 日本曹達株式会社 常勤監査役 2005年6月 りそな銀行 社外取締役 2006年6月 埼玉りそな銀行 社外取締役（現任） 2006年6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授	普通株式 9,000株
7	おお その え み 大 園 恵 美 (1965年8月8日生) 〔社外取締役〕	1988年4月 株式会社住友銀行 入行 1992年9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得 1997年3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学 1998年3月 同 博士（商学）取得 2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師 2002年10月 同 助教授 2004年6月 日新火災海上保険株式会社 社外取締役 2006年6月 りそな銀行 社外取締役 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授（現任） 2011年6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員（現任） 2012年5月 株式会社ローソン 社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役	普通株式 1,500株
8	あり ま とし お 有 馬 利 男 (1942年5月31日生) 〔社外取締役〕	1967年4月 富士ゼロックス株式会社 入社 1988年10月 同 総合企画部長 1992年1月 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当 1996年1月 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当 1996年4月 同 常務取締役 Xerox International Partners President & CEO 2002年6月 同 代表取締役社長（執行役員） 2006年10月 富士フィルムホールディングス株式会社 取締役 2007年6月 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役 2007年6月 りそな銀行 社外取締役 2008年6月 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問 2011年3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2011年6月 富士重工業株式会社 社外取締役（現任） 2011年6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員（現任） 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ ネットワーク 代表理事（現任） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役	普通株式 3,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の種 類および数
9	※ 佐 貴 葉 子 (1949年4月3日生) 〔社外取締役〕	1981年4月 弁護士登録 2001年11月 NS綜合法律事務所 所長（現任） 2003年6月 株式会社クラヤ三星堂（現 株式会社メディパル ホールディングス）社外監査役 2007年6月 明治乳業株式会社 社外監査役 2009年4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2011年6月 りそな銀行 社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 NS綜合法律事務所 所長 明治ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社りそな銀行 社外取締役（2012年6月21日付退任予定）	普通株式 1,200株
10	※ 前 原 康 宏 (1950年9月23日生) 〔社外取締役〕	1974年4月 日本銀行 入行 1987年7月 Brookings Institution 客員研究員 1992年5月 日本銀行 ワシントン事務所長 1995年3月 同 国際局 総務課長 1996年5月 同 鹿児島支店長 1998年4月 同 政策委員会室 審議役 2000年12月 同 在ニューヨーク米州駐在参事 2003年7月 同 企画室 審議役 2005年4月 一橋大学国際・公共政策大学院 教授（現任） 2011年6月 りそな銀行 社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 一橋大学国際・公共政策大学院 教授 株式会社りそな銀行 社外取締役（2012年6月21日付退任予定）	普通株式 1,200株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、奥田務氏、永井秀哉氏、大藺恵美氏、有馬利男氏、佐貴葉子氏および前原康宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者のうち奥田務氏、永井秀哉氏、大藺恵美氏および有馬利男氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、佐貴葉子氏および前原康宏氏は、両取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者選任の考え方について
当社は、2003年6月のりそな銀行への公的資金注入を踏まえ、邦銀グループ初の委員会設置会社に移行したうえで、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しております。引き続き公的資金の完済に向けグループの企業価値を高めるため、社外取締役が取締役会において過半数を占める体制を堅持し、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。
- また、当社は指名委員会において、同委員会が定める「社外取締役候補者選任基準」に則り、独立性、適格性を十分に検証のうえ、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、経営の監督に相応しい人材を選任しております。

「社外取締役候補者選任基準」の要旨

- ・社外取締役の独立性については、法令および金融商品取引所が求める独立役員の基準に加え、以下の観点等から問題がないことを検証しております。
「大株主」「過去を含む当社の関連会社での役職員としての勤務経験」「過去を含む重要な取引関係」「過去を含む高額報酬の受領」「近親者」「役員の相互兼任」「在任期間」
- ・社外取締役の適格性については、以下の観点等から検証しております。
「人格」「識見」「誠実」「多様なバックグラウンドと経験」
- ・社外取締役によるガバナンスの実効性向上のため、取締役会において相応の影響力を確保するよう、社外取締役の員数に配慮することを定めております。

上記基準に照らし、社外取締役候補者を指名委員会にて決定しております。

6. 各社外取締役候補者の選任理由について

- (1) 奥田務氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、営業戦略や業務改革推進の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

*奥田務氏の独立性について

奥田務氏は、J．フロントリテイリング株式会社の代表取締役会長兼最高経営責任者であり、当社の完全子会社であるりそな銀行は、同社およびグループ会社（以下、同社グループ）との間に融資取引があります。しかしながら、以下の理由により、同氏の社外取締役としての独立性について、懸念はないものと判断いたします。

- ①. りそな銀行における同社グループとの融資取引の条件は、通常の商取引に基づくものであること。
- ②. 同社グループにおけるりそな銀行からの借入規模は、同社グループの事業規模および借入規模に比べると僅少であること。具体的には、融資シェアは同社グループの借入合計の5.0%であります。
- ③. 同社グループのりそな銀行以外からの借入は、同社グループの信用力に鑑みて十分可能であること。
- ④. りそな銀行の総融資残高に占める同社グループに対する融資残高は、0.1%未満と極めて僅少であること。

- (2) 永井秀哉氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

*永井秀哉氏の独立性について

永井秀哉氏の兼職先である学校法人東洋学園に対する寄付はございません。

- (3) 大藺恵美氏については、経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外

取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

***大藺恵美氏の独立性について**

大藺恵美氏の兼職先である国立大学法人一橋大学に対する寄付はございません。

- (4) 有馬利男氏については、製造業および販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (5) 佐貫菓子氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクや顧客サービスの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。
- (6) 前原康宏氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、金融市場やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

***前原康宏氏の独立性について**

前原康宏氏の兼職先である国立大学法人一橋大学に対する寄付はございません。

- 7. 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について
社外取締役候補者である有馬利男氏が社外取締役を務めている富士重工業株式会社は、2011年8月10日クリーンロボット部において不適切な経理処理があったとして、東京国税局より指摘を受けました。本件には同氏は関与しておらず、また取締役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。
- 8. 当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

第11期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ. 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務などの金融関連業務を行っております。

ロ. 金融経済環境

当期の世界経済は、年初の中東情勢緊迫化をきっかけとした原油価格高騰から、減速を余儀なくされました。先進国の低成長が続く中、世界経済の牽引役として存在感を増す新興国がインフレ抑制を狙い、金融引き締めを行った結果、成長率が鈍化したことも影響しました。

日本経済は、2011年3月に発生した東日本大震災からの復興途上にありました。夏には震災により寸断された部品供給網などの復旧を終え、生産が回復し始めたものの、10月に発生したタイの洪水の影響で自動車や電子機器を中心に生産活動が再び停滞しました。また、震災後、火力発電への代替が進み、天然ガスなどの輸入が増加したことから、2011年は31年ぶりの貿易赤字となりました。

金融市場では、欧州ソブリン問題の拡大懸念から、金融機関の資金繰りが悪化する場面もありました。しかし、主要国が協調して金融緩和を行ったことから、市場は落ち着きを取り戻しました。ECB（欧州中央銀行）による金融機関向け長期資金供給、FRB（米連邦準備制度理事会）と日銀による低金利政策長期化の表明など、金融緩和は長期に亘る見通しです。ドル円相場は10月に75円32銭と戦後最高値を更新したものの、2月の日銀の追加緩和以降は80円台前半の動きとなりました。世界的な金融緩和を背景に主要市場の株価が上昇に転じ、年明け以降は日経平均株価も回復傾向でした。

ハ. 企業集団の事業の経過及び成果

前述の金融経済環境の下、第11期事業年度におきましても、当グループは、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）や「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取組み、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指しております。

一個人ローン

住宅ローンビジネスについては、新設住宅着工戸数やマンション新規販売戸数が依然として低水準で推移するなど、マーケット環境は引き続き厳しい状況にあります。こうした事業環境の中、住宅事業者向け営業強化による貸出の増強に加え、お客さまとのコミュニケーションを重視し、住宅ローンだけでなく複数のサービスをご利用いただけるようクロスセールスを強化しております。

また、2011年3月に発生した東日本大震災によるお客さまからの返済猶予等のご相談に対しても、専用窓口を設置するなどきめ細かく対応しております。

—金融商品販売—

当グループは、競争力のある独自商品や今後成長が見込まれる分野に投資する商品の提供により商品ラインアップを整備するとともに、担い手のスキルの向上、迅速な情報提供によるアフターフォローの強化等により、お客さま満足度の向上を図りながら、金融商品販売ビジネスの強化に努めております。

—資産承継ビジネス—

高齢社会の進展に伴い市場が拡大する中、株式会社りそな銀行の持つ信託機能を活用した遺言信託や遺産整理（愛称：相続手続代行サービス）等の資産承継ノウハウを当グループの店舗ネットワークとお客さま基盤を活かしてご提供することで、お客さまの「遺す」ニーズにお応えしております。

FP（ファイナンシャルプランナー）を増員し、お客さま一人ひとりの資産・ご意向に沿ったプランをご提案する体制を整え、お客さまの課題の顕在化と信託機能を活用した課題解決に取り組んでおります。また、企業オーナー向けに事業承継コンサルティングや自社株承継信託の推進を強化し、法人・個人一体となった資産承継ニーズにお応えしております。

—中小企業貸出—

当グループは、地域特性に応じた営業推進と、お客さまのニーズに合ったきめ細かな対応に努め、中小企業のお客さまへ円滑な金融機能をご提供しております。企業オーナーのお客さまの多様なニーズに対して、当グループのソリューション機能を最大限活用し、クロスセールの徹底を図るとともに、法人部門・個人部門、営業店・本部が一体となり、お客さまの抱える経営課題に対する課題解決型ビジネスに取り組んでおります。

—不動産—

株式会社りそな銀行は商業銀行で唯一不動産業務を本体で併営しており、当グループの持つ店舗ネットワークと幅広いお客さま基盤の強みを活かした良質な不動産情報の獲得に努め、仲介、コンサルティング、流動化、鑑定等の幅広いソリューション機能を強化することで不動産収益の向上を図っております。特に、中核業務である不動産仲介においては、従来以上に営業店と本部との協働体制を強化し、お客さまに迅速かつ最適なサービスをご提供しております。また、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行のお客さまからの不動産ニーズに対しても、株式会社りそな銀行の不動産機能をご提供することにより、グループシナジーを高めるよう努めております。

—企業年金—

少子高齢化が急速に進展する中、企業年金を取り巻く環境は大きな変化を迎えており、公的年金制度を補完する企業年金制度の役割への期待はますます高まりつつあります。このような状況下、企業年金業務に関して株式会社りそな銀行が永年培ってきた専門性に裏打ちされたソリューション機能を、タイムリーにお客さまにご提供することにより、環境変化への適切なサポートを行っております。

（当連結会計年度の業績）

当連結会計年度における業績につきましては、連結粗利益は減少しましたが、与信費用や税金費用が大幅に減少したこと等により、連結当期純利益は2,536億円（前連結会計年度比＋935億円）となりました。内訳では、金利低下に伴い貸出金利息が減少したこと等から資金利益が減少したほか、信託報酬が減少したこと等により、連結粗利益は6,552億円（前連結会計年度比△118億円）となりました。

した。営業経費は3,609億円（前連結会計年度比△84億円）となり、与信費用は138億円（同△477億円）と大幅に改善したほか、税金費用は、貸倒引当金に係る税効果見直し等により大幅に減少し、151億円（同△575億円）となりました。

財政状態につきましては、国債等による運用残高が増加したことなどから、連結総資産は43兆1,998億円（前連結会計年度末比+ 4,929億円）となり、連結純資産は当期純利益の計上等により1兆8,433億円（同+ 2,507億円）となりました。

また、金融再生法基準の不良債権比率（傘下銀行合算、元本補てん契約のある信託勘定を含む）は2.32%、信託財産残高は23兆9,736億円（前連結会計年度末比△ 2兆1,199億円）となりました。

二. 企業集団が対処すべき課題

① 事業領域の選択と集中

従来から取組んでまいりました「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合（「オールりそな」の発揮）し、お客さまに複数のサービスをご利用いただく「クロスセラーズ」を徹底推進してまいります。

（地域密着リレーションの徹底）

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーションにより、きめ細かな営業活動に取組み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

（「リテール^{かける}×信託」の発揮）

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

（金融商品・ローン提供力No.1への挑戦）

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品（保険・投資信託）の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力におけるNo.1を目指してまいります。

（資産承継・事業承継ブランドの確立）

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、株式会社りそな銀行の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。

（総合力発揮による法人基盤の拡充）

法人のお客さまとのリレーションを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めてまいります。

② りそなスタイルの確立

当グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としてのりそなスタイルを確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。今後も「りそなスタイルの確立」に向けた取組みを継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

③ りそな資本再構築プランについて

当グループは、「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得ることを目指して、2010年11月に公表した「りそな資本再構築プラン」の実施により、資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと大きく舵を切ってまいります。

今後の諸施策・方針は以下のとおりです。

ア. 中長期的な配当方針

企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

イ. 今後の公的資金の返済方針

ａ. 預金保険法に基づく優先株式（預金保険法優先株式）

残存する4,500億円(注入額ベース)につきましては、今後の利益（剰余金）を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

ｂ. 預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、残存する2,616億円(注入額ベース)につきましては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

ｃ. 早期健全化法に基づく優先株式（丙種及び己種優先株式）

仮に、一斉取得（一斉転換）となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込みです。

ウ. 自己資本規制強化（「バーゼルⅢ」）への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準（第二基準）の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準（第一基準）を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客さまに対し最大限のサービス提供力強化を目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
連 結 経 常 収 益	9,792	8,751	8,598	8,503
連 結 経 常 利 益	1,144	1,523	2,102	2,748
連 結 当 期 純 利 益	1,239	1,322	1,600	2,536
連 結 包 括 利 益	—	—	1,325	3,008
連 結 純 資 産 額	21,780	22,718	15,925	18,433
連 結 総 資 産	398,631	407,435	427,068	431,998

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
営 業 収 益	1,855	390	313	1,583
受 取 配 当 額	1,784	320	247	1,515
銀行業を営む子会社	1,784	320	247	1,494
そ の 他 の 子 会 社	0	—	0	21
当 期 純 利 益	百万円 174,105	百万円 34,979	百万円 26,223	百万円 151,165
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (又は1株当たり当期純損失)	円 銭 120 97	円 銭 1 33	円 銭 △25 17	円 銭 54 74
総 資 産	20,283	18,091	12,602	13,503
銀行業を営む子会社株式等	10,923	10,923	10,923	10,923
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	158	266	300	288

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は2009年1月4日に普通株式及び各種優先株式の各1株を100株に分割しております。

1株当たり情報については、2008年度の期首に当該株式分割があったものと仮定して記載しております。

3. 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当期純利益から当期優先株式配当金額及び配当優先株式に係る消却差額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式の期中平均株式数を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
使 用 人 数	16,520人	361人	16,561人	380人

(注)就業者数を記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	533 人	536 人
平 均 年 齢	43 年 9 月	42 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	19 年 3 月	18 年 6 月
平 均 給 与 月 額	541 千円	527 千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他7社からの出向者です。
2. 平均年齢・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 企業集団の主要な営業所等の状況

①銀行・信託業務

株式会社りそな銀行 大阪営業部、東京営業部、他 345 カ店（前年度末 323 カ店）
 株式会社埼玉りそな銀行 さいたま営業部、他 131 カ店（前年度末 132 カ店）
 株式会社近畿大阪銀行 本店、他 127 カ店（前年度末 128 カ店）

②その他の業務

りそな決済サービス株式会社 本社、他 4 カ店
 りそなカード株式会社 本社、他 1 カ店
 りそなキャピタル株式会社 本社

ロ. 当社の事務所の状況

事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
東 京 本 社	東京都江東区木場一丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟	2010年5月6日
大 阪 本 社	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2001年12月12日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行・信託業務	その他の業務
設 備 投 資 の 総 額	26,491	234

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額
銀行・信託業務	ソフトウェアの導入・更改	12,969
	店舗の新築（りそな銀行阿倍野橋支店他）	1,264
	本部施設等の改修（埼玉りそな銀行本社他）	553
	店舗等の売却（りそな銀行秋葉原支店他）	

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	当社への配当額
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	1918年 5月15日	百万円 279,928	% 100.00	百万円 104,998
株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	銀行業務	2002年 8月27日	70,000	100.00	34,200
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区城見一丁目4番27号	銀行業務	1950年 11月24日	38,971	100.00	10,246
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	信用保証業務	1975年 5月8日	14,000	100.00 (49.02)	—
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信用保証業務	1969年 7月23日	6,000	100.00 (100.00)	—
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区備後町一丁目7番6号	信用保証業務	1995年 3月17日	6,397	100.00 (100.00)	—
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ファクタリング業務	1978年 10月25日	1,000	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都江東区東陽二丁目2番20号	クレジットカード業務 信用保証業務	1983年 2月12日	1,000	77.58	28
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ベンチャーキャピタル業務	1988年 3月29日	10,649	100.00	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	コンサルティング業務	1986年 10月1日	100	100.00	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区上野五丁目25番11号	事務等受託業務 人材派遣業務	1987年 10月2日	60	100.00	1,098
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	信託業務 銀行業務	2000年 6月20日	51,000	33.33 (33.33)	—
りそなブルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania)	JL. Jend. Sudirman Kav. 40-41, Jakarta, Indonesia	銀行業務	1956年 2月15日	2,850億 インドネシアルピア (2,565 百万円)	43.41 (43.41)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。

5. 前期記載のりそな債権回収株式会社は、2011年12月22日に清算終了いたしました。

6. 近畿大阪信用保証株式会社は、2012年5月28日に本社を移転いたします。新しい所在地は以下のとおりであります。
所在地：大阪市中央区城見一丁目4番27号

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社りそな銀行	百万円 240,000	—	—

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その 他
細 谷 英 二	取 締 役 会 役 長 執 行 役 社 長	株式会社りそな銀行 取締役会長 株式会社リコー 社外取締役 三井不動産株式会社 社外取締役	
檜 垣 誠 司	取 締 役 会 役 長 代 表 執 行 役 社 長	株式会社りそな銀行 取締役副会長	
東 和 浩	取 締 役 会 役 長 代 表 執 行 役 副 社 長 グ ル ー プ 戦 略 部 担 当 兼 コ ー ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス 事 務 局 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員	
磯 野 薫	取 締 役		
小 島 邦 夫	社 外 取 締 役	日本証券金融株式会社 顧問 株式会社JBISホールディングス 社外取締役	
飯 田 英 男	社 外 取 締 役	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役	
奥 田 務	社 外 取 締 役	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役	
永 井 秀 哉	社 外 取 締 役	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授	
大 藺 恵 美	社 外 取 締 役	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授	
有 馬 利 男	社 外 取 締 役	一般社団法人グローバル・コンパクト・ ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工株式会社 社外取締役	
岩 田 直 樹	執 行 役 会 役 長 グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理)担当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長	
上 條 正 仁	執 行 役 会 役 長 グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理)担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長	
池 田 博 之	執 行 役 会 役 長 グ ル ー プ 戦 略 部 (近畿大阪銀行経営管理)担当	株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
池 田 一 義	執行役 オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当	株式会社りそな銀行 取締役兼専務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役	
野 口 正 敏	執行役 内部監査部長		
松 井 浩 一	執行役 リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員	
西 東 久	執行役 コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員	
野 村 眞	執行役 財務部長 兼グループ戦略部 (ファイナンス・グル ープALM・IR)担当		
増 田 賢 一 朗	執行役 グループ戦略部長 兼金融マーケティング 研 究 所 担 当	株式会社近畿大阪銀行 社外取締役	

(注) 1. 細谷英二、檜垣誠司及び東和浩は執行役を兼務しております。

2. 当年度中の取締役の異動

2011年6月24日開催の第10期定時株主総会において、大藁恵美及び有馬利男が新たに選任され、就任いたしました。
2011年6月24日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、渡邊正太郎及び川本裕子は退任いたしました。

3. 当年度中の執行役の異動

2011年6月24日をもって野口正敏及び増田賢一郎が、新たに就任いたしました。

2011年6月24日をもって吉武一は、任期満了につき退任いたしました。

2012年3月31日をもって細谷英二は、代表執行役を辞任いたしました。なお、引続き執行役の任にあっております。
2012年3月31日をもって中村重治は、辞任いたしました。なお、同日付で株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員を辞任いたしました。また、辞任時において、株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役であり、引続き同社役員の任にあっております。

4. 2012年4月1日をもって東和浩の担当がコーポレートコミュニケーション部担当兼人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当に変更になりました。なお、同日付で株式会社りそな銀行代表取締役副社長に新たに就任いたしました。

5. 2012年4月1日をもって葛野正直が執行役信用リスク統括部長兼リスク統括部副担当に新たに就任いたしました。なお、同日付で株式会社りそな銀行執行役員に就任いたしました。

6. 各委員会の委員は下記のとおりです。2011年6月24日開催の取締役会で選定され、就任いたしました。

指名委員会：永井秀哉（委員長） 有馬利男 細谷英二
監査委員会：小島邦夫（委員長） 飯田英男 磯野 薫
報酬委員会：奥田 務（委員長） 大藁恵美 細谷英二

(2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度に係る役員の報酬等

(単位：人・百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額		
			基本報酬	業績連動報酬
取締役	9	86	80	6
執行役	11	162	88	74
計	20	249	168	80

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2011年6月24日をもって退任した取締役2名及び執行役1名、並びに2012年3月31日をもって辞任した執行役1名を含んでおります。

3. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役12名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。

4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する3名については、執行役としての報酬を支給しておりません。

5. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。

6. 株式取得報酬の支給はありません。

7. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。

更に、執行役が受ける報酬等は、りそなグループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします（2010年6月導入）。

(1) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

①役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

③職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

(2) 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。

業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。

①役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

③株式取得報酬（変動報酬）

中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

なお、取締役及び執行役の退職慰労金制度については2004年6月25日をもって廃止しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
小 島 邦 夫	日本証券金融株式会社 顧問 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
飯 田 英 男	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
奥 田 務	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
永 井 秀 哉	株式会社埼玉りそな銀行（※） 社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授
大 藺 恵 美	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
有 馬 利 男	一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 株式会社埼玉りそな銀行は当社の完全子会社であります（上記※）。
2. その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 有馬利男氏は、富士ゼロックス株式会社の相談役特別顧問でありましたが、2012年3月31日をもって退任しております。
4. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。
5. 上記6氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
小 島 邦 夫	6年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席。	金融分野の専門家及び経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯 田 英 男	5年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥 田 務	5年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、営業戦略や業務改革推進の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永 井 秀 哉	5年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち5回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。
大 藺 恵 美	9ヵ月	就任後取締役会11回開催のうち10回出席。 就任後報酬委員会2回開催のうち2回出席。	経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見や提言等があります。
有 馬 利 男	9ヵ月	就任後取締役会11回開催のうち11回出席。 就任後指名委員会4回開催のうち4回出席。	製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 責任限定契約

社外取締役である小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、永井秀哉氏、大藺恵美氏及び有馬利男氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人・百万円)

支給人数	報酬等の総額		
		基本報酬	業績連動報酬
8	64	59	4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2011年6月24日をもって退任した役員2名を含んでおります。
3. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。
4. 社外役員に対する子会社からの報酬等は、下記のとおりであります。
- 支給人数 2名
報酬等の額 9百万円

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普 通 株 式	7,300,000千株
	優 先 株 式	295,000千株
	(うち丙種優先株式	12,000千株)
	(うち己種優先株式	8,000千株)
	(うち第3種優先株式	225,000千株)
	(うち第4種優先株式	10,000千株)
	(うち第5種優先株式	10,000千株)
	(うち第6種優先株式	10,000千株)
	(うち第7種優先株式	10,000千株)
発行済株式の総数	(うち第8種優先株式	10,000千株)
	普 通 株 式	2,514,957千株
	優 先 株 式	254,520千株
	(うち丙種第一回優先株式	12,000千株)
	(うち己種第一回優先株式	8,000千株)
	(うち第3種第一回優先株式	225,000千株)
	(うち第4種優先株式	2,520千株)
	(うち第5種優先株式	4,000千株)
	(うち第6種優先株式	3,000千株)

(注)株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普 通 株 式	347,393名
丙種第一回優先株式	1名
己種第一回優先株式	1名
第3種第一回優先株式	1名
第4種優先株式	1名
第5種優先株式	1名
第6種優先株式	3名

(注)上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主20,705名を含んでおります。

(3) 大 株 主

①普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	503,262 千株	20.53 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	127,425	5.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	83,255	3.39
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	55,241	2.25
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA	39,483	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	38,032	1.55
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501	34,565	1.41
JP MORGAN CHASE BANK 380055	28,187	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	26,435	1.07
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	24,806	1.01

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（64,185千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。
4. 株式会社整理回収機構ほか1名から2011年3月11日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が2011年3月8日現在で当社株式511,039千株（持株比率20.85%）を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2012年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

②丙種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	12,000 千株	100.00 %

③己種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	8,000 千株	100.00 %

④第3種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	225,000 千株	100.00 %

⑤第4種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社しんきん信託銀行(信託口) NO.8260041	2,520 千株	100.00 %

⑥第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
第一生命保険株式会社	4,000 千株	100.00 %

⑦第6種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	2,000 千株	66.66 %
明治安田生命保険相互会社	800 千株	26.66 %
大同生命保険株式会社	200 千株	6.66 %

(注)以上の優先株式につきましては、持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式 6,333 株

取得価額の総額 2,317 千円

(注)取得価額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

②処分株式

普通株式 457 株

処分価額の総額 618 千円

(注) 処分価額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③決算期における保有株式

普通株式 64,185,059 株

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 大森 茂 指定有限責任社員 木村 充男 指定有限責任社員 牧野 あや子	180	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 ・ 国際財務報告基準（IFRS）に関する指導、助言業務等

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 690百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ. 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当グループでは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後とも安定配当を目指してまいります。

自己株式の取得については、公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ、関係当局と協議の上、適切に対応してまいります。

ハ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

りそなブルダニア銀行（P.T. Bank Resona Perdania）の 2011 年 12 月事業年度の会計監査人は Osman Bing Satrio & Rekan（Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee）となっております。

6. 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、「グループ内部統制に係る基本方針」を取締役会が決定しております。

「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

(1) はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針（以下、本基本方針）をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

(2) 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

①業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

②財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

(3) 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、執行役及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、執行役及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

執行役や組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

- (i) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。
- (ii) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- (iii) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉である IT について、「IT 基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含む IT の機能が継続的かつ適切に発揮され、IT 戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
- (iv) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。

また、執行役は、この協議内容や当該使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮すべきものとする。

⑧執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

全ての執行役及び使用人は、別途定める「監査委員会に対する報告に関する規程」に従い、当社もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。

また上記にかかわらず、監査委員会が必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができるものとする。

⑨その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査委員会への報告を行うものとする。また、内部監査、財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署は、監査委員会との円滑な意思疎通等その関係に努めるものとする。

7. その他

該当ありません。

第11期末（2012年3月31日現在） 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,707,761	預 金	34,523,604
コールローン及び買入手形	246,323	譲 渡 性 預 金	1,337,560
買 入 金 銭 債 権	439,726	コールマネー及び売渡手形	408,527
特 定 取 引 資 産	696,538	売 現 先 勘 定	11,998
有 価 証 券	11,335,875	債券貸借取引受入担保金	345,063
貸 出 金	25,782,695	特 定 取 引 負 債	273,269
外 国 為 替	76,340	借 用 金	1,512,904
そ の 他 資 産	1,158,028	外 国 為 替	2,051
有 形 固 定 資 産	307,088	社 債	797,076
建 物	103,271	信 託 勘 定 借	354,818
土 地	190,081	そ の 他 負 債	1,089,568
リ ー ス 資 産	1,504	賞 与 引 当 金	13,943
建 設 仮 勘 定	1,146	退 職 給 付 引 当 金	12,481
その他の有形固定資産	11,084	そ の 他 の 引 当 金	41,358
無 形 固 定 資 産	51,860	繰 延 税 金 負 債	125
ソ フ ト ウ エ ア	10,844	再評価に係る繰延税金負債	23,713
リ ー ス 資 産	35,647	支 払 承 諾	608,435
その他の無形固定資産	5,368	負 債 の 部 合 計	41,356,500
繰 延 税 金 資 産	169,357	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	608,435	資 本 金	340,472
貸 倒 引 当 金	△ 379,863	資 本 剰 余 金	237,082
投 資 損 失 引 当 金	△ 338	利 益 剰 余 金	1,086,691
		自 己 株 式	△ 86,849
		株 主 資 本 合 計	1,577,397
		その他有価証券評価差額金	92,243
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	27,124
		土 地 再 評 価 差 額 金	41,303
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,629
		その他の包括利益累計額合計	156,042
		少 数 株 主 持 分	109,890
		純 資 産 の 部 合 計	1,843,329
資 産 の 部 合 計	43,199,830	負債及び純資産の部合計	43,199,830

第11期 (2011年4月1日から2012年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金	額
経常収益	益					850,350
貸出金運用収益	520,239					
有価証券利息配当金	441,565					
コールローン利息及び買入手形利息	59,402					
債券貸借取引受入利息	863					
預け金利息	2					
その他の受入利息	2,536					
信託報酬	15,867					
役務の取引等収益	23,497					
特定の他業収益	171,696					
その他の他業収益	11,558					
貸倒引当金戻入益	52,212					
償却の他の経常収益	71,147					
経常費用	9,573					
経常費用	31,243					
経常費用	30,330					
経常費用	575,478					
経常費用	56,257					
預渡金性預金利息	29,841					
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,886					
売現先利	205					
債券貸借取引支払利息	37					
借入金利息	167					
社債の他の支払利息	2,897					
役務の取引等費用	19,127					
その他の他業費用	2,095					
その他の他業費用	52,010					
その他の他業費用	15,709					
その他の他業費用	360,914					
その他の他業費用	90,585					
経常費用	90,585					
経常費用	274,872					
経常費用	2,069					
経常費用	3,645					
経常費用	1,039					
経常費用	2,606					
経常費用	273,297					
税金等調整前当期純利益	12,522					
法人税、住民税及び事業税	2,593					
法人税等調整額	15,116					
法人税等調整額	258,180					
少数株主損益調整前当期純利益	4,518					
少数株主純利	253,662					

第11期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
資 本 金		当 期 首 残 高	16,352
当 期 首 残 高	340,472	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,772
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 変 動 額 合 計	10,772
当 期 末 残 高	340,472	当 期 末 残 高	27,124
資 本 剰 余 金		土 地 再 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	237,082	当 期 首 残 高	38,479
当 期 変 動 額		当 期 変 動 額	
自己株式の処分	△ 0	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,824
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	当 期 変 動 額 合 計	2,824
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 末 残 高	41,303
当 期 末 残 高	237,082	為 替 換 算 調 整 勘 定	
利 益 剰 余 金		当 期 首 残 高	△ 4,468
当 期 首 残 高	879,381	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 161
剰 余 金 の 配 当	△ 46,894	当 期 変 動 額 合 計	△ 161
当 期 純 利 益	253,662	当 期 末 残 高	△ 4,629
土地再評価差額金の取崩	542	その他の包括利益累計額合計	
利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 0	当 期 首 残 高	112,190
当 期 変 動 額 合 計	207,309	当 期 変 動 額	
当 期 末 残 高	1,086,691	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,851
自 己 株 式		当 期 変 動 額 合 計	43,851
当 期 首 残 高	△ 86,847	当 期 末 残 高	156,042
当 期 変 動 額		少 数 株 主 持 分	
自己株式の取得	△ 2	当 期 首 残 高	110,273
自己株式の処分	0	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	△ 1	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 383
当 期 末 残 高	△ 86,849	当 期 変 動 額 合 計	△ 383
株 主 資 本 合 計		当 期 末 残 高	109,890
当 期 首 残 高	1,370,089	純 資 産 合 計	
当 期 変 動 額		当 期 首 残 高	1,592,553
剰 余 金 の 配 当	△ 46,894	当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	253,662	剰 余 金 の 配 当	△ 46,894
自己株式の取得	△ 2	当 期 純 利 益	253,662
自己株式の処分	0	自 己 株 式 の 取 得	△ 2
土地再評価差額金の取崩	542	自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	207,307	土地再評価差額金の取崩	542
当 期 末 残 高	1,577,397	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,468
その他の包括利益累計額		当 期 変 動 額 合 計	250,776
その他有価証券評価差額金		当 期 末 残 高	1,843,329
当 期 首 残 高	61,826		
当 期 変 動 額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,416		
当 期 変 動 額 合 計	30,416		
当 期 末 残 高	92,243		

第11期末 (2012年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	142,697	流 動 負 債	26,911
現 金 及 び 預 金	529	リ ー ス 債 務	1
有 価 証 券	86,000	未 払 金	25,408
前 払 費 用	8	未 払 費 用	717
繰 延 税 金 資 産	97	未 払 法 人 税 等	25
未 収 収 益	12	未 払 消 費 税 等	65
未 収 入 金	25,618	賞 与 引 当 金	327
未 収 還 付 法 人 税 等	30,430	そ の 他	366
固 定 資 産	1,207,642	固 定 負 債	300,005
有 形 固 定 資 産	12	社 債	60,000
工 具、器 具 及 び 備 品	6	関 係 会 社 長 期 借 入 金	240,000
リ ー ス 資 産	6	リ ー ス 債 務	5
無 形 固 定 資 産	19	負 債 合 計	326,916
商 標 権	6	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	13	株 主 資 本	1,023,423
投 資 そ の 他 の 資 産	1,207,609	資 本 金	340,472
関 係 会 社 株 式	1,121,170	資 本 剰 余 金	340,472
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	89,500	資 本 準 備 金	340,472
そ の 他	1	利 益 剰 余 金	429,326
投 資 損 失 引 当 金	△ 3,062	そ の 他 利 益 剰 余 金	429,326
		繰 越 利 益 剰 余 金	429,326
		自 己 株 式	△ 86,849
		純 資 産 合 計	1,023,423
資 産 合 計	1,350,339	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,350,339

第11期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	158,322
関係会社受取配当金	151,597
関係会社受入手数料	4,523
関係会社貸付金利息	2,202
営業費用	7,445
借入金利息	2,442
社債利息	846
社債発行費	120
販売費及び一般管理費	4,035
営業利益	150,877
営業外収益	251
有価証券利息	23
受取手数料	108
投資損失引当金戻入額	113
その他	6
営業外費用	11
経常利益	151,117
特別損失	154
子会社清算損	154
税引前当期純利益	150,962
法人税、住民税及び事業税	△ 204
法人税等調整額	1
当期純利益	151,165

第11期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 資 本		利 益 剰 余 金 合 計	
資 本 金		当 期 首 残 高	325,057
当 期 首 残 高	340,472	当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額		剰 余 金 の 配 当	△ 46,894
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 純 利 益	151,165
当 期 末 残 高	340,472	利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 0
資 本 剰 余 金		当 期 変 動 額 合 計	104,269
資 本 準 備 金		当 期 末 残 高	429,326
当 期 首 残 高	340,472	自 己 株 式	
当 期 変 動 額		当 期 首 残 高	△ 86,847
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 変 動 額	
当 期 末 残 高	340,472	自 己 株 式 の 取 得	△ 2
そ の 他 資 本 剰 余 金		自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 首 残 高	—	当 期 変 動 額 合 計	△ 1
当 期 変 動 額		当 期 末 残 高	△ 86,849
自 己 株 式 の 処 分	△ 0	株 主 資 本 合 計	
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	当 期 首 残 高	919,155
当 期 変 動 額 合 計	—	当 期 変 動 額	
当 期 末 残 高	—	剰 余 金 の 配 当	△ 46,894
資 本 剰 余 金 合 計		当 期 純 利 益	151,165
当 期 首 残 高	340,472	自 己 株 式 の 取 得	△ 2
当 期 変 動 額		自 己 株 式 の 処 分	0
自 己 株 式 の 処 分	△ 0	当 期 変 動 額 合 計	104,268
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	当 期 末 残 高	1,023,423
当 期 変 動 額 合 計	—	純 資 産 合 計	
当 期 末 残 高	340,472	当 期 首 残 高	919,155
利 益 剰 余 金		当 期 変 動 額	
そ の 他 利 益 剰 余 金		剰 余 金 の 配 当	△ 46,894
繰 越 利 益 剰 余 金		当 期 純 利 益	151,165
当 期 首 残 高	325,057	自 己 株 式 の 取 得	△ 2
当 期 変 動 額		自 己 株 式 の 処 分	0
剰 余 金 の 配 当	△ 46,894	当 期 変 動 額 合 計	104,268
当 期 純 利 益	151,165	当 期 末 残 高	1,023,423
利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 0		
当 期 変 動 額 合 計	104,269		
当 期 末 残 高	429,326		

独立監査人の監査報告書

2012年5月7日

株式会社 りそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ①
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 充 男 ①
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 牧 野 あや子 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第11期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年5月11日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監 査 委 員 小 島 邦 夫 ⑩

監 査 委 員 飯 田 英 男 ⑩

監 査 委 員 磯 野 薫 ⑩

（注）監査委員小島邦夫及び飯田英男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2012年5月7日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 充 男	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 あや子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの2011年4月1日から2012年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年5月11日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監 査 委 員 小 島 邦 夫 ㊞

監 査 委 員 飯 田 英 男 ㊞

監 査 委 員 磯 野 薫 ㊞

(注) 監査委員小島邦夫及び飯田英男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(ご参考)

1. 株式会社りそな銀行の決算概要

第10期末 (2012年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,177,774	預金	20,828,267
コールローン	70,045	譲渡性預金	1,396,860
買入金銭債権	79,103	コールマネー	353,083
特定取引資産	658,269	売現先勘定	11,998
有価証券	6,218,603	債券貸借取引受入担保金	254,943
貸出金	17,061,490	特定取引負債	273,900
外国為替	63,536	借入金	1,393,232
その他資産	1,087,524	外国為替	5,657
有形固定資産	215,277	社債	705,183
無形固定資産	47,170	信託勘定借	354,818
繰延税金資産	113,811	その他負債	685,944
支払承諾見返	343,093	賞与引当金	8,374
貸倒引当金	△ 224,573	その他の引当金	29,189
		再評価に係る繰延税金負債	23,713
		支払承諾	343,093
		負債の部合計	26,668,260
		(純資産の部)	
		資本金	279,928
		資本剰余金	377,178
		資本準備金	279,928
		その他資本剰余金	97,250
		利益剰余金	455,915
		その他利益剰余金	455,915
		繰越利益剰余金	455,915
		株主資本合計	1,113,022
		その他有価証券評価差額金	60,321
		繰延ヘッジ損益	28,259
		土地再評価差額金	41,262
		評価・換算差額等合計	129,844
		純資産の部合計	1,242,866
資産の部合計	27,911,127	負債及び純資産の部合計	27,911,127

第10期 (2011年4月1日から2012年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	573,407
資 金 運 用 収 益	324,573
(うち貸出金利息)	(274,767)
(うち有価証券利息配当金)	(34,596)
信 託 報 酬	23,497
役 務 取 引 等 収 益	105,116
特 定 取 引 収 益	12,183
そ の 他 業 務 収 益	44,789
そ の 他 経 常 収 益	63,247
経 常 費 用	394,166
資 金 調 達 費 用	43,229
(うち預金利息)	(18,509)
役 務 取 引 等 費 用	50,159
そ の 他 業 務 費 用	13,591
営 業 経 費	223,169
そ の 他 経 常 費 用	64,017
経 常 利 益	179,240
特 別 利 益	2,069
特 別 損 失	2,895
税 引 前 当 期 純 利 益	178,415
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 5,846
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,684
法 人 税 等 合 計	△ 8,531
当 期 純 利 益	186,946

2. 株式会社埼玉りそな銀行の決算概要

第10期末 (2012年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	402,666	預 金	10,552,145
コ ー ル ロ ー ン	173,054	譲 渡 性 預 金	90,400
買 入 金 銭 債 権	32,345	コ ー ル マ ネ ー	60,045
商 品 有 価 証 券	40,793	借 用 金	123,190
有 価 証 券	4,165,970	外 国 為 替	189
貸 出 金	6,468,096	社 債	125,500
外 国 為 替	5,972	そ の 他 負 債	68,612
そ の 他 資 産	50,005	賞 与 引 当 金	2,612
有 形 固 定 資 産	57,426	退 職 給 付 引 当 金	5,110
無 形 固 定 資 産	2,837	そ の 他 の 引 当 金	7,127
繰 延 税 金 資 産	22,301	支 払 承 諾	15,028
支 払 承 諾 見 返	15,028	負 債 の 部 合 計	11,049,961
貸 倒 引 当 金	△ 48,143	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	139,042
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	119,029
		繰 越 利 益 剰 余 金	119,029
		株 主 資 本 合 計	309,042
		その他有価証券評価差額金	30,104
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 754
		評価・換算差額等合計	29,350
		純 資 産 の 部 合 計	338,392
資 産 の 部 合 計	11,388,353	負債及び純資産の部合計	11,388,353

第10期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	183,227
資 金 運 用 収 益	138,979
(う ち 貸 出 金 利 息)	(117,564)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(20,434)
役 務 取 引 等 収 益	32,495
そ の 他 業 務 収 益	4,942
そ の 他 経 常 収 益	6,809
経 常 費 用	121,536
資 金 調 達 費 用	10,971
(う ち 預 金 利 息)	(6,798)
役 務 取 引 等 費 用	19,716
そ の 他 業 務 費 用	2,214
営 業 経 費	77,364
そ の 他 経 常 費 用	11,270
経 常 利 益	61,690
特 別 損 失	352
税 引 前 当 期 純 利 益	61,337
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,198
法 人 税 等 調 整 額	△ 860
法 人 税 等 合 計	25,338
当 期 純 利 益	35,999

3. 株式会社近畿大阪銀行の決算概要

第12期末 (2012年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	127,993	預 金	3,236,120
買 入 金 銭 債 権	56,854	譲 渡 性 預 金	111,300
有 価 証 券	956,741	債券貸借取引受入担保金	90,120
貸 出 金	2,458,941	借 用 金	62,600
外 国 為 替	3,769	外 国 為 替	51
そ の 他 資 産	29,237	そ の 他 負 債	14,027
有 形 固 定 資 産	31,714	賞 与 引 当 金	1,723
無 形 固 定 資 産	609	退 職 給 付 引 当 金	5,930
繰 延 税 金 資 産	6,123	そ の 他 の 引 当 金	3,309
支 払 承 諾 見 返	13,450	支 払 承 諾	13,450
貸 倒 引 当 金	△ 26,152	負 債 の 部 合 計	3,538,634
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	24,584
		そ の 他 利 益 剰 余 金	24,584
		繰 越 利 益 剰 余 金	24,584
		株 主 資 本 合 計	118,994
		その他有価証券評価差額金	1,653
		評価・換算差額等合計	1,653
		純 資 産 の 部 合 計	120,648
資 産 の 部 合 計	3,659,282	負債及び純資産の部合計	3,659,282

第12期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	67,404
資 金 運 用 収 益	49,745
（うち貸出金利息）	(44,305)
（うち有価証券利息配当金）	(4,785)
役 務 取 引 等 収 益	12,894
そ の 他 業 務 収 益	1,781
そ の 他 経 常 収 益	2,982
経 常 費 用	64,218
資 金 調 達 費 用	4,903
（うち預金利息）	(3,504)
役 務 取 引 等 費 用	7,210
そ の 他 業 務 費 用	313
営 業 経 費	42,057
そ の 他 経 常 費 用	9,733
経 常 利 益	3,185
特 別 損 失	244
税 引 前 当 期 純 利 益	2,941
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 18,496
法 人 税 等 調 整 額	4,899
法 人 税 等 合 計	△ 13,597
当 期 純 利 益	16,539

4. 信託財産残高表

信託財産残高表 (2012年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産			金 額	負 債			金 額
貸 出 金			61,909	金 銭 信 託			7,169,755
有 価 証 券			0	年 金 信 託			3,545,831
信 託 受 益 権			22,587,612	財 産 形 成 給 付 信 託			1,086
受 託 有 価 証 券			4,512	投 資 信 託			11,600,386
金 銭 債 権			391,346	金銭信託以外の金銭の信託			289,228
有 形 固 定 資 産			545,087	有 価 証 券 の 信 託			149,602
無 形 固 定 資 産			2,139	金 銭 債 権 の 信 託			402,747
そ の 他 債 権			7,170	土地及びその定着物の信託			119,037
銀 行 勘 定 貸 金			354,818	土地及びその定着物の賃借権の信託			2,812
現 金 預 け 金			19,053	包 括 信 託			693,161
合 計			23,973,650	合 計			23,973,650

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金銭評価の困難な信託を除いております。

3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 22,587,612百万円が含まれております。

4. 共同信託他社管理財産 927,052百万円

5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 61,909百万円のうち破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は2,014百万円、貸出条件緩和債権額は2,105百万円であります。また、これらの債権額の合計額は4,153百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

6. 合算対象となる子会社は、株式会社りそな銀行1社であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

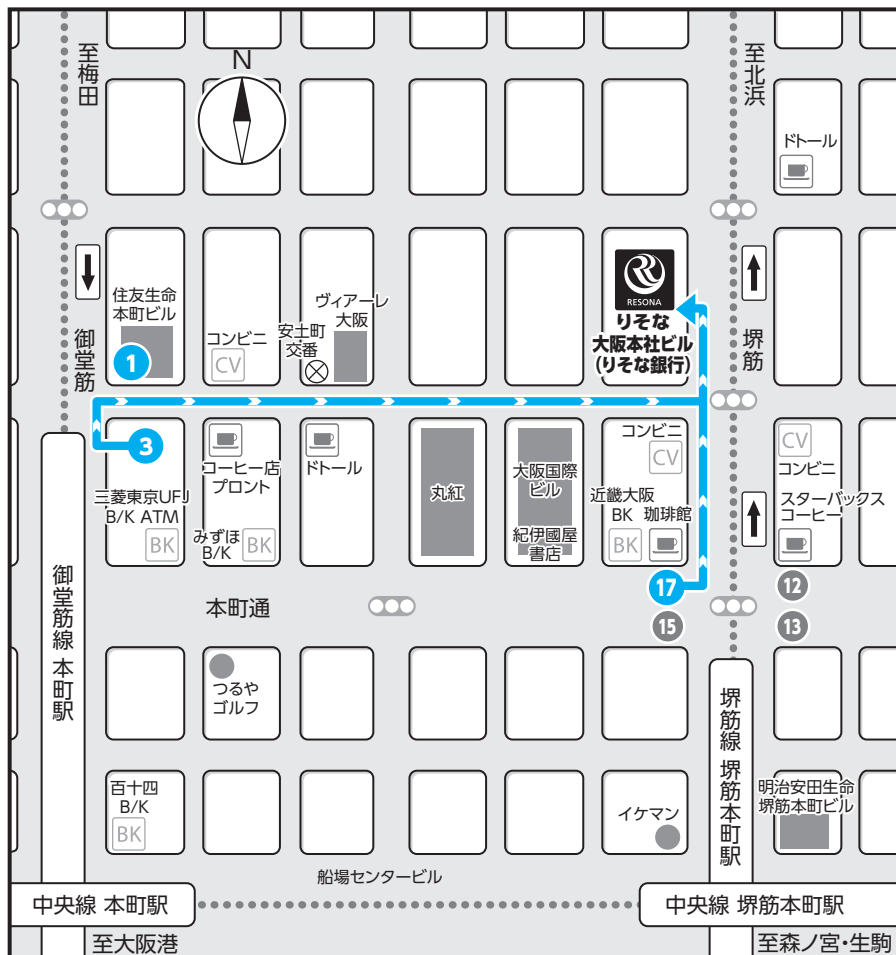
(単位：百万円)

資 産			金 額	負 債			金 額
貸 出 金			61,909	元 本			407,227
そ の 他			345,579	債 権 償 却 準 備 金			186
				そ の 他			76
計			407,489	計			407,489

以 上

[株 主 総 会 会 場 の ご 案 内]

会場 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
 りそな大阪本社ビル 地下2階講堂
 電話 大阪 (06) 6268-7400



- 入口 「りそな大阪本社ビル(りそな銀行)」1階
 堺筋側入口よりお入りください。
- 最寄りの駅 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅(出口17)
 地下鉄御堂筋線 本町駅(出口1、3)

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
 会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。